

こんにちは、ひろこくです



広島国道事務所からの
お知らせ

平成28年 9月27日 16:00 解禁

平成28年 9月21日

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

特殊車両の指導取締を実施します ～道路の安全利用を目指して～

広島国道事務所では、特殊車両通行許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導を行うことを目的に、広島県警察本部交通機動隊と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

この度、今年度6回目となる取締りを以下のとおり実施しますのでお知らせします。

また、平成25年度より、「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正（平成25年3月1日施行）を受け、違反行為を繰り返す違反者に対して、会社名や違反内容を公表する措置を行うなど、更なる取締の強化を図っています。

- 日 時 平成28年9月27日(火) 14:00～16:00
雨天等により指導取締を中止する場合があります。
- 実施場所 一般国道2号(上り) 大竹車両計量所
(大竹市黒川一丁目地内：別紙-1参照)
- 協 力 広島県警察本部 交通機動隊
- そ の 他 報道解禁は、9月27日(火)16:00としますので、ご協力をお願いします。
指導取締を行っている時のカメラ取材は、可能です。

(問い合わせ先)

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所

- 【担当】 管理第一課長 ^{のむら}野村 ^{みつお}光男
TEL(082) 281-4131 FAX(082) 286-7901
- 【広報担当】 計画課長 ^{あべ}安部 ^{まなぶ}学
TEL(082) 281-4131 FAX(082) 286-7897
- ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>

※1 取締り箇所位置図

至 広島IC 至 広島市



至 岩国IC 至 岩国市

出典:「電子国土」(国土地理院)

※2 取締り箇所詳細図

至 広島IC 至 広島市



至 岩国IC

至 岩国市

検測状況

重量測定



長さ測定



幅測定



高さ測定



※ 掲載の車両写真は、取締の状況写真であり、違反車両の写真ではありません。

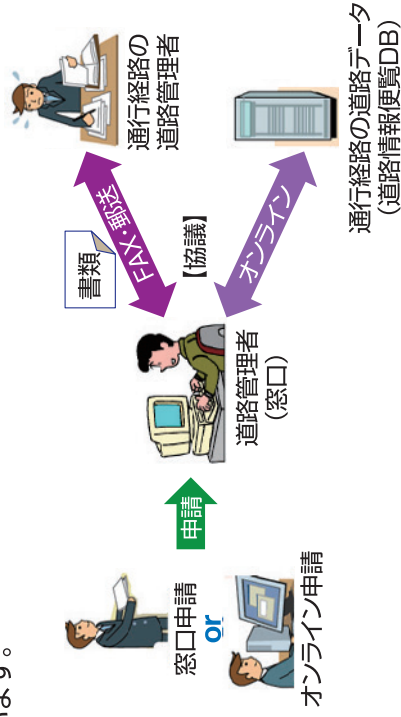
平成28年度の取締結果

今年度平成28年8月31日まで5回の特殊車両指導取締を実施しました。

実施日	路線	取締場所	取締台数	違反台数	措置	
					措置命令	警告
H28.6.17	国道2号	大竹車両計量所 (大竹市黒川一丁目)	6	3	0	3
H28.6.27	国道185号	呉取締基地 (呉市広本町一丁目)	1	1	0	1
H28.7.14	国道2号	西条管理所 (東広島市西条町下三永)	6	5	0	5
H28.7.21	国道2号	大竹車両計量所 (大竹市黒川一丁目)	9	6	0	6
H28.8.30	国道2号	大竹車両計量所 (大竹市黒川一丁目)	4	3	0	3

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っていただきます。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
- 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!
申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立ててください。自動車検査記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

中国地方整備局【特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係情報サイト

提供内容	提供者	URL
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html
全国の道路規制情報	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html
各県・政令市等の窓口	特車運用事務局	http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html

荷主・運送関係の皆様へ 大型車両の 適正な通行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



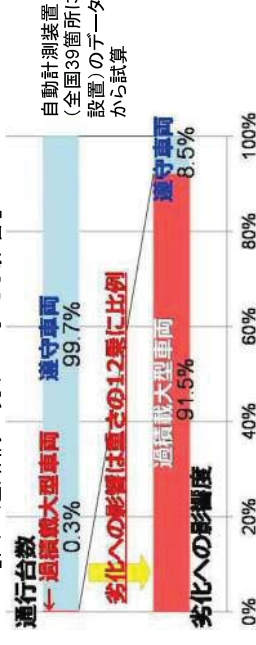
(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両[※]が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。[※]車両総重量20tを超える違反車両

⇨ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

【図 道路橋の劣化に与える影響】



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇨現地取締りで違反を確認した場合(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

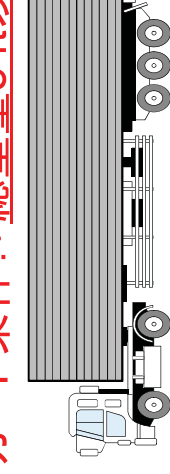
基準×2=54t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合には、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等